

板野町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月
(平成 31 年 4 月改定)



徳島県 板野町

目 次

第1章 計画の基本方針	1
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の目的.....	2
3. 耐震改修の必要性.....	3
4. 計画の位置付け.....	5
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
1. 想定される地震の規模、被害の状況.....	8
(1) 南海トラフの地震.....	8
(2) 南海トラフ巨大地震.....	9
2. 耐震化の現状及び目標の設定.....	13
(1) 住宅.....	13
(2) 特定建築物.....	14
(3) 町有施設.....	15
3. 公共建築物の耐震化の情報開示.....	15
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	16
1. 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針.....	16
(1) 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針.....	16
(2) 県と町の役割分担.....	16
(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方.....	16
(4) 優先的に耐震化を図る建築物の選定方針.....	17
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針.....	17
2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策.....	18
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	19
(1) 住民への情報提供.....	19
(2) 相談窓口の設置.....	19
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要.....	20
(1) 転倒の恐れのあるブロック塀等の安全確保に関する施策.....	20
(2) ガラスや外装タイル・天井材の落下防止策.....	20
(3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発.....	21
(4) エレベーターの閉じ込め防止対策.....	21
(5) 密集市街地における耐震化への取り組み.....	21
5. 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項.....	22
6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	22
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	24
1. 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	24
2. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催.....	24

3.	リフォームにあわせた耐震改修.....	24
4.	家具の転倒防止の推進.....	25
5.	自主防災組織、自治会等との連携.....	25
第5章	耐震改修促進法及び建築基準法による指導等	26
1.	指導等の実施.....	26
2.	優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	26
第6章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項	27
1.	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	27
2.	地震保険の加入促進.....	27
3.	その他.....	27

第1章 計画の基本方針

1. 計画の背景

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震による建築物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であったことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなられた方が全体の8割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られたものの、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は小さかったため、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。

こうした教訓を踏まえて成立した「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が、同年12月25日に施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなりました。その後発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などを受けて、平成18年1月26日には同法が改正され、旧法の特定建築物規模要件の引き下げや、道路閉塞させる住宅・建築物が指導等の対象に追加されました。また、当改正に併せて策定された国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

これを受けて、平成20年3月に大地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命・財産を守ることを目的として「板野町耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に新しい平成23年3月11日の「東日本大震災」の発生を受け、また、今後30年以内に70%程度の確率で予測されている南海トラフの地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月25日に施行された同法の改正では、すべての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなりました。

この度、本町においても、法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受け、耐震改修促進計画を改定し、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

阪神・淡路大震災：

平成7年1月17日午前5時46分に発生した、マグニチュード7.3、震度深さ16kmと推定される内陸直下型（活断層）地震で、神戸と洲本で烈震の震度6を記録、一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されています。

耐震改修促進法：

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年に施行された法律で、現行の耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることを取り決めていました。平成18年及び平成25年に改正され、積極的な耐震化をより推進するため、住宅・建築物の所有者等の努力義務が強化されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されました。

2. 計画の目的

「板野町耐震改修促進計画」は、平成 18 年の耐震改修促進法の改正を受け、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、地震時の建築物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するために策定したものです。

耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するためには、耐震化すべき住宅や建築物がどのくらい存在するかを定量的に把握する必要があります。そのため、本町の建築物の状況を詳細に把握し、現状の耐震化率の算定を行います。

その上で、達成すべき耐震化率と達成時期を目標として設定し、その目標を達成するために必要となる施策について具体的に取り決めます。

なお、不特定多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物については、地震によって倒壊すると大きな被害が発生すると考えられるため、早期に耐震化を促進すべきと考えられます。

本計画は、地震災害に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な意味を持つ建築物の耐震改修を促進することで、地震時において建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的とします。

耐震診断：

既存の住宅・建築物について、想定される地震に対する安全性を検討するための調査をいいます。

耐震改修：

既存の住宅・建築物の耐震性を向上させるために実施する改修工事をいいます。

耐震化率：

すべての建築物のうちの、耐震性がある建築物（現行の耐震基準に基づく建築物、耐震診断で耐震性ありと判定された建築物、耐震改修を実施した建築物）の割合をいいます。本計画では、建築物の数を棟単位で集計しています。

特定建築物：

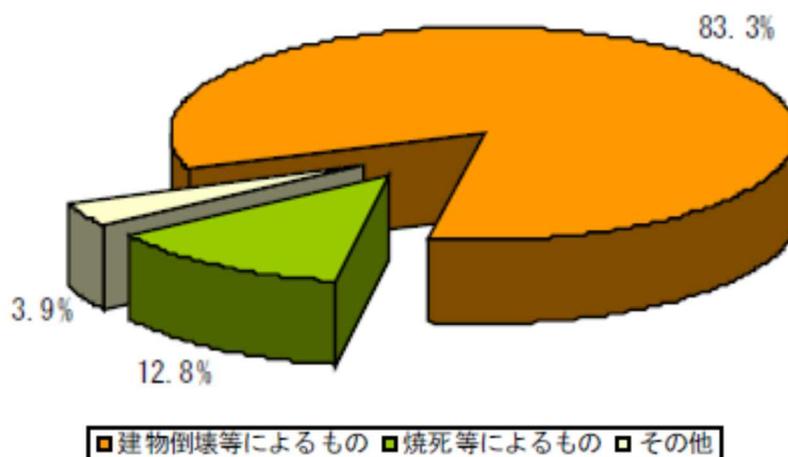
板野町耐震改修促進計画における特定建築物とは次のものをいいます。

表 2-6 に示す建築用途で延床面積が 1,000 m²以上かつ 3 階建以上の建築物。ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は延床面積が 1,000 m²以上かつ 1 階建以上の建築物となり、老人ホーム、老人福祉施設等は延床面積が 1,000 m²以上かつ 2 階建以上の建築物、幼稚園・保育所は 500 m²以上かつ 2 階建以上の建築物をいいます。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物については、面積・階数の規定はありません。

3. 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建築物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。



資料：「平成18年版 防災白書」内閣府編

図1-1 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因

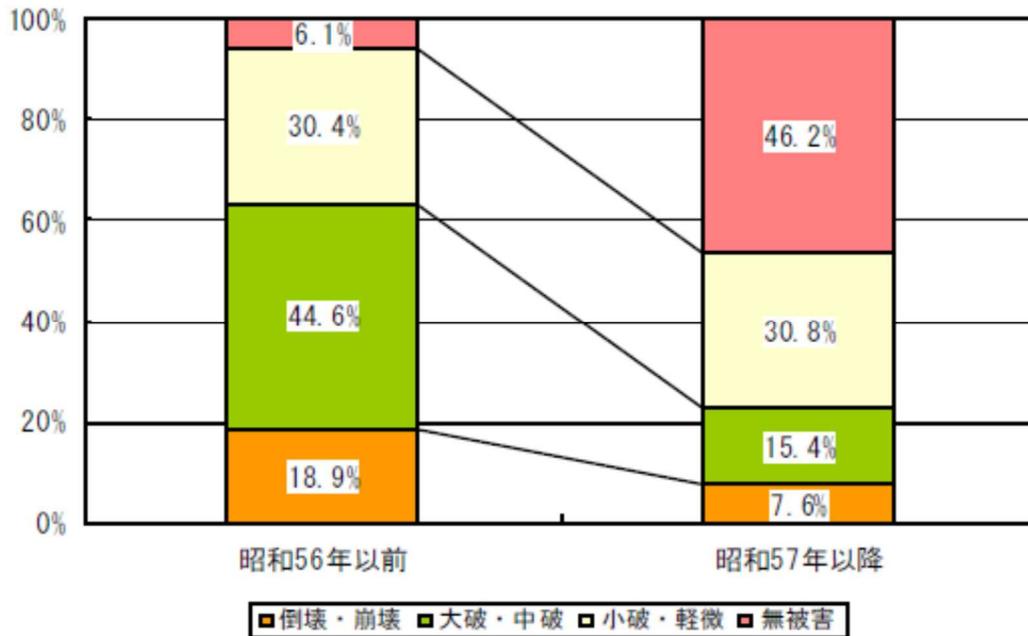
これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降、様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、様々な施策の推進が図られています。

建築物の耐震改修の必要性を考えてみると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建築物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して、所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっています。

次に、2次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建築物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また、同様に建築物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

最後に、建築物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しま

すと、図1-2は昭和56年以前と昭和57年以降に分けて住宅の被害を表したのですが、昭和56年以前に建てられた、いわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については、被災後の使用は難しいと考えられ、取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。



資料：「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」

図1-2 建設年度別の住宅の被害状況

4. 計画の位置付け

板野町耐震改修促進計画は、図 1 - 3 に示す通り、平成 18 年の耐震改修促進法の改正を受けて策定したものであり、防災基本計画による「板野町地域防災計画」や「徳島県耐震改修促進計画」との連携も必要となります。

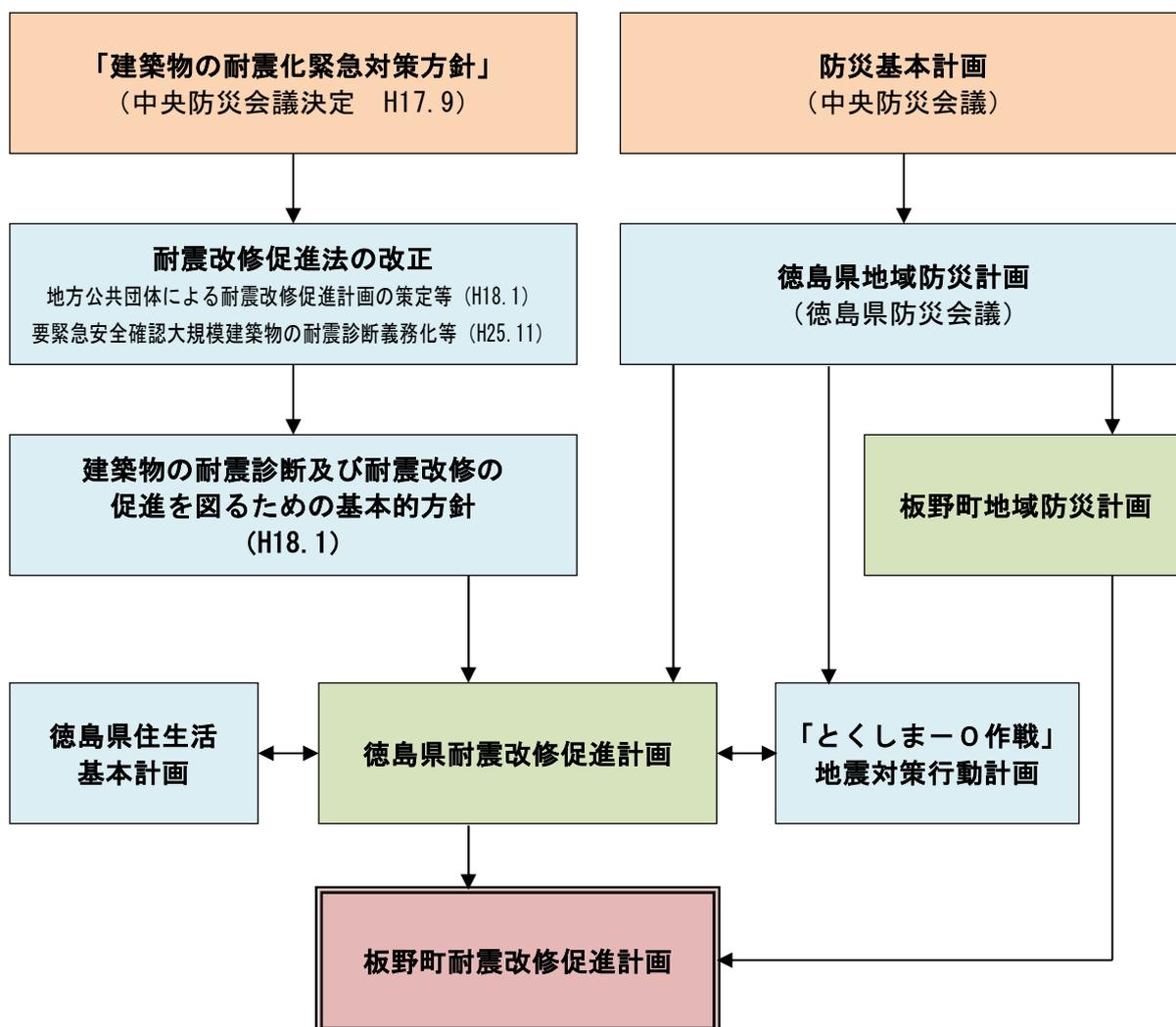


図 1 - 3 板野町耐震改修促進計画の位置付け

なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）

5. 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 艇号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
3. 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
4. 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
5. 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
7. 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
8. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）
13. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）
16. 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
17. 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
2. 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
3. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

【災害復旧・復興, 財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）

- 号)
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
 6. 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
 7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
 8. 鉄道軌道整備法（昭和 28 年法律第 169 号）
 9. 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）
 10. 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）
 11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 43 号）
 12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）
 13. 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）
 14. 農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）
 15. 農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）
 16. 森林国営保険法（昭和 12 年法律第 25 号）
 17. 漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）
 18. 漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）
 19. 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）
 20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）
 21. 住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 56 号）
 22. 地震保険に関する法律（昭和 41 年法律第 73 号）
 23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

【組織関係】

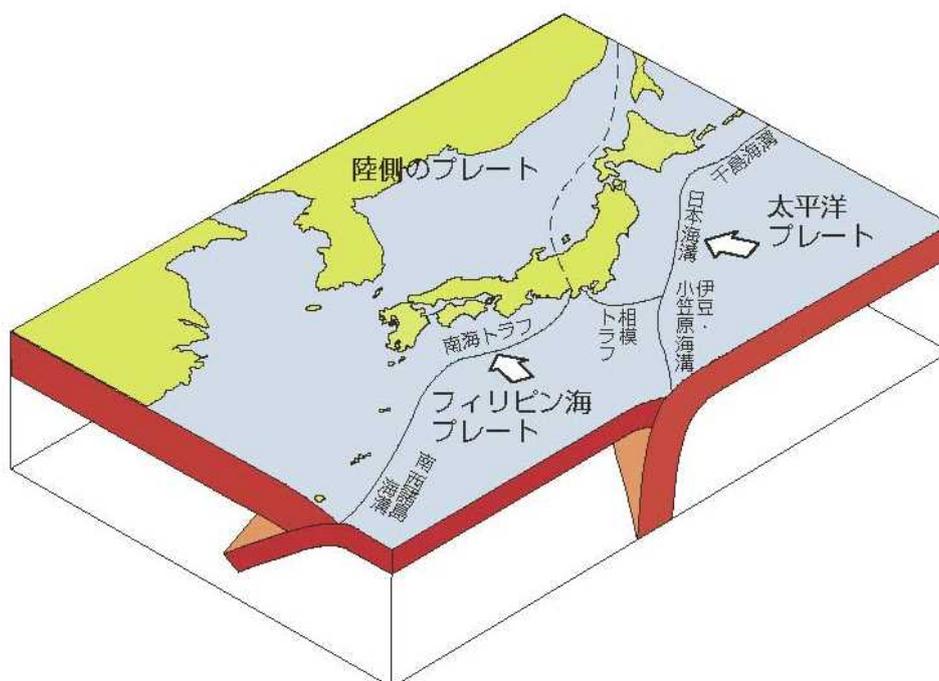
1. 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
2. 海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）
3. 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）
4. 自衛隊法（昭和 29 年法律第 65 号）
5. 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 南海トラフの地震

『南海トラフの地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。



資料：「平成18年版 防災白書」内閣府編

図2-1 日本列島とその周辺のプレート

『南海トラフの地震』については、地震調査研究推進本部において、表2-1に示すように、マグニチュード8～9クラスの地震規模で、今後30年以内に70%程度の発生確率と発表されています。

表2-1 南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）

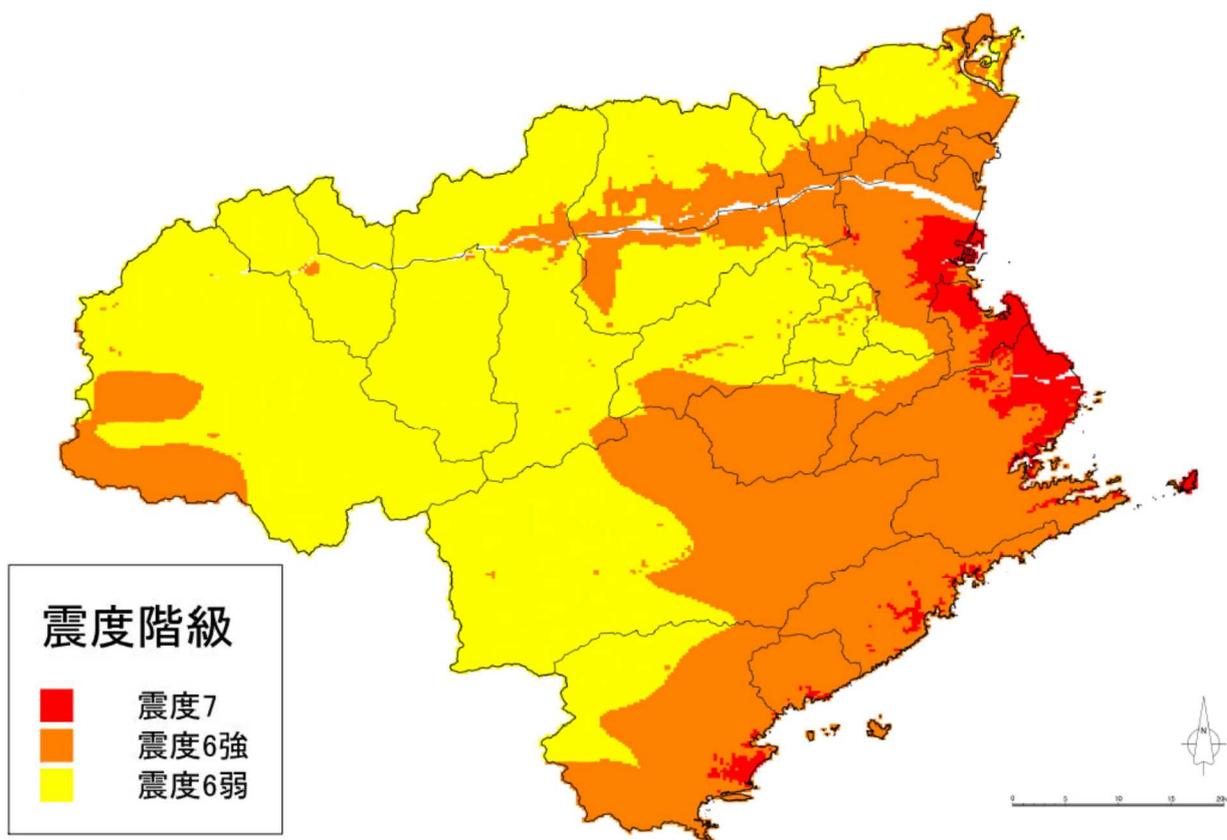
領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率
		30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%程度

(2) 南海トラフ巨大地震

『南海トラフ巨大地震』とは、『南海トラフの地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する「最大クラスの地震・津波」を想定したものです。

①震度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測されており、本町においても、南部で震度6強、北部で震度6弱と予測されています。

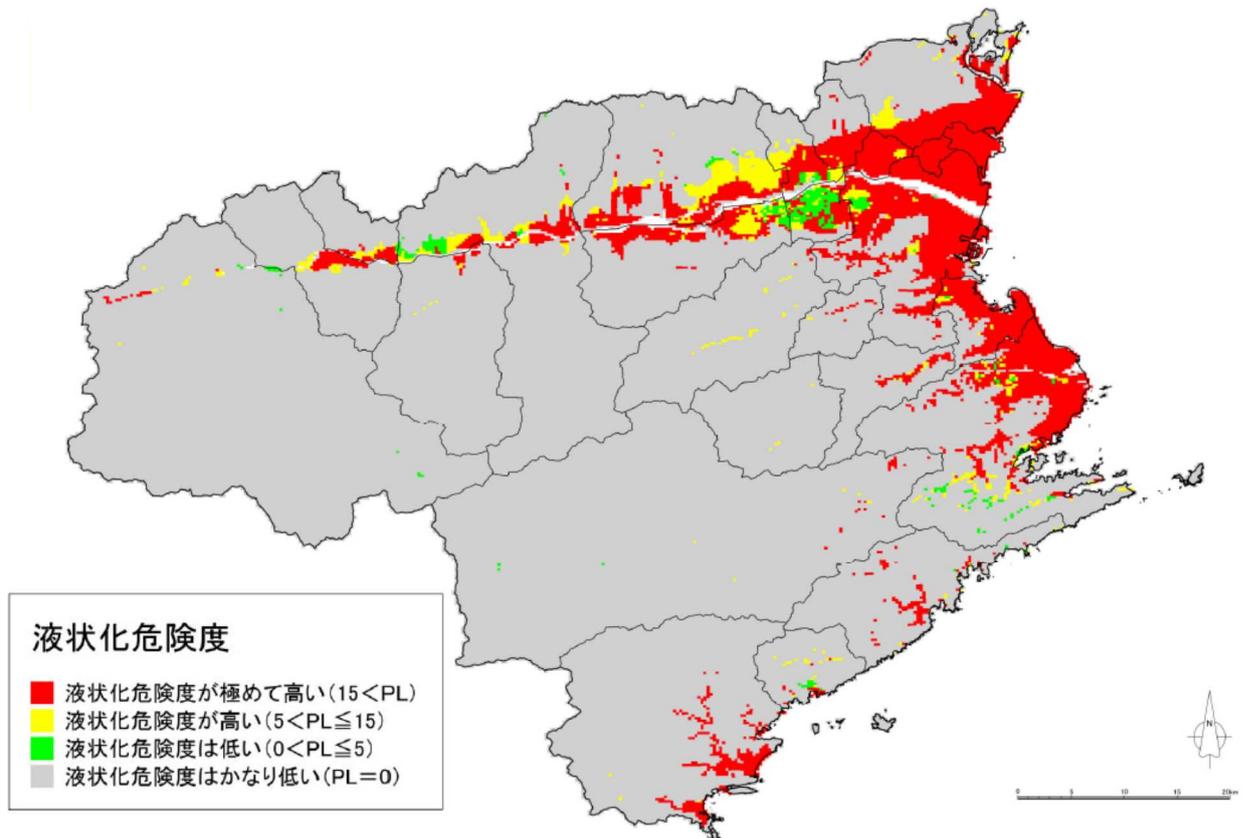


資料：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」

図2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布

②液状化危険度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高く、本町においても、南部で液状化危険度が極めて高いと予測されています。

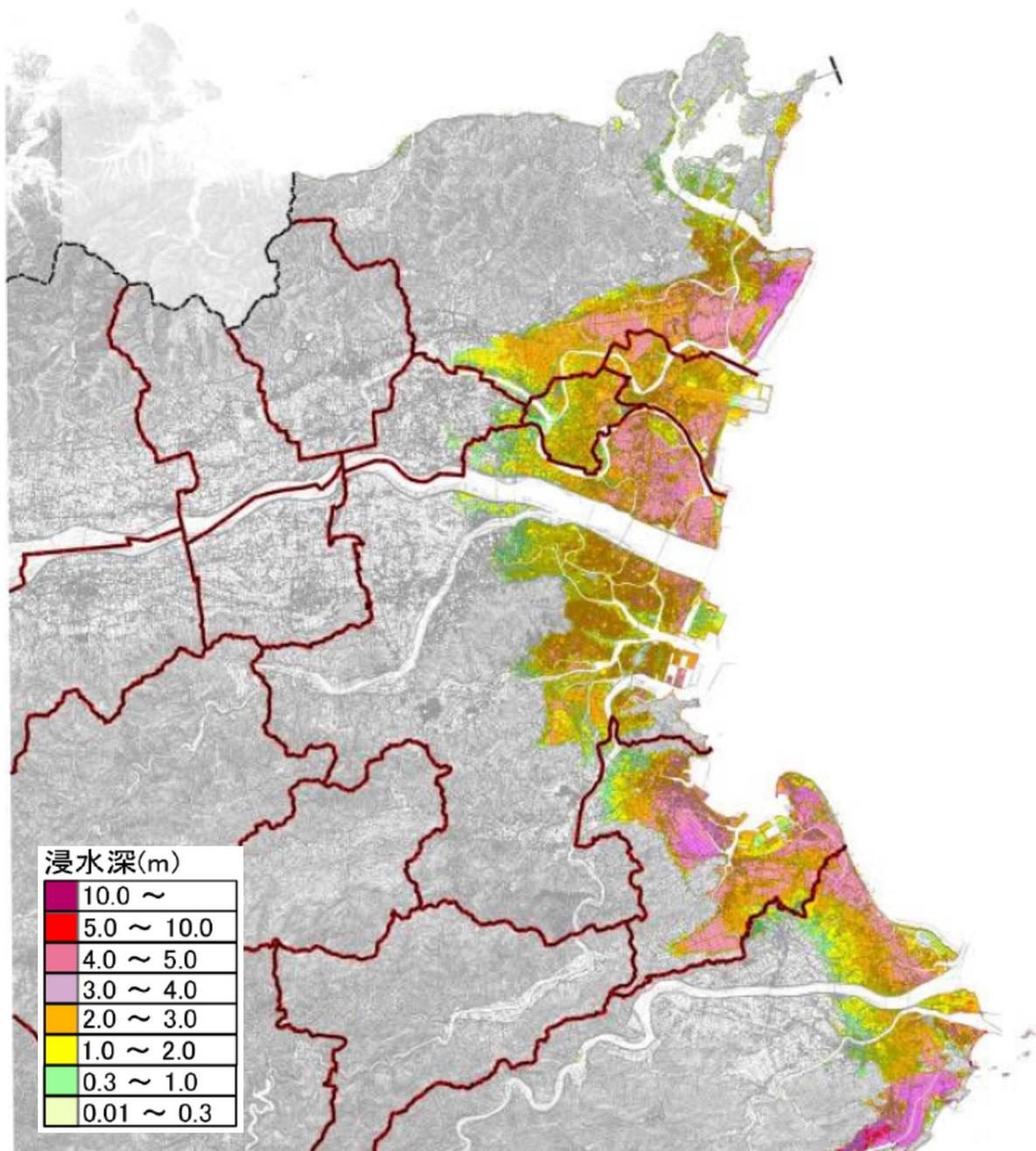


資料：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」

図 2-3 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布

③津波浸水想定

「徳島県津波浸水想定」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内では広い地域で津波浸水が予測されていますが、本町においては、津波浸水は予測されていません。



資料：「徳島県津波浸水想定」

図2-4 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定

④人的被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると、人的被害の要因は表2-2の分類に分けられ、南海トラフ巨大地震では、多くの人々が町内にいる「冬深夜」に人的被害が最大となり、本町での死者は約50人、負傷者は約330人と予測されています。

表2-2 要因別人的被害予測結果概数（南海トラフ巨大地震）

（単位：人）

季節時刻	人的被害	揺れ	急傾斜地	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	死者	50	※	0	※	0	50
	負傷者	330	※	0	※	0	330
	重傷者	70	※	0	※	0	70
夏12時	死者	30	※	0	※	※	30
	負傷者	230	※	0	※	※	240
	重傷者	40	※	0	※	※	50
冬18時	死者	40	※	0	※	※	40
	負傷者	240	※	0	※	20	260
	重傷者	50	※	0	※	※	60

注1) ※は若干数を表す。

注2) 十の位で端数処理しているため、合計が合わない場合がある。

資料：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」

⑤建築物被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると、建築物被害の要因は表2-3の分類に分けられ、「冬深夜」「夏12時」「冬18時」において、本町の建物被害（全壊）の状況を示しています。

南海トラフ巨大地震では、「揺れ」「液状化」「急傾斜地」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、「火災」被害において、冬18時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が約860棟で最も大きくなります。

要因ごとの被害数を冬18時の場合で比較すると、揺れによる被害が約740棟で最も多く、次いで火災による被害の約100棟、液状化による被害の約10棟の順になります。

表2-3 要因別建物被害棟数（全壊）（南海トラフ巨大地震）

（単位：棟）

季節時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	740	10	※	0	0	760
夏12時	740	10	※	0	50	810
冬18時	740	10	※	0	100	860

注1) ※は若干数を表す。

注2) 十の位で端数処理しているため、合計が合わない場合がある。

資料：「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」

2. 耐震化の現状及び目標の設定

(1) 住宅

本町における住宅の耐震化の現状を表2-4に示します。

平成25年1月1日現在の本町の住宅棟数は6,394棟で、このうち木造家屋が5,010棟と全体の78.4%を占めています。また、耐震性のある住宅は4,346棟で全体の68.0%を占めています。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。そこで、本町では、耐震改修に対する工事費補助や借入に対する利子補助などの支援事業を実施するとともに、耐震改修促進税制による支援制度なども広く町民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

住宅耐震化の緊急性を鑑み、「徳島県耐震改修促進計画」に準じ、平成32年度末までに耐震化率を100%にすることを目標とします。

表2-4 住宅の耐震化の現状（平成25年1月1日現在）

（単位：棟）

区分	昭和56年 (1981年) 以降の住宅①	昭和55年 (1980年) 以前の住宅②		住宅数④ (①+②)	耐震性有 住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (⑤/④)
		うち耐震性無し	うち耐震性有り③			
木造	2,740	2,270		5,010	3,093	61.7
		1,917				
		353				
非木造	790	594		1,384	1,253	90.5
		131				
		463				
合計	3,530	2,864		6,394	4,346	68.0
		2,048				
		816				

なお、本町の木造住宅の耐震化に関する事業の実績は表2-5のとおりです。

表2-5 木造住宅の耐震化に関する事業の実績

（単位：戸）

事業名	~24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
木造住宅耐震診断 支援事業	172	30	14	11	12	12	20	271
耐震補強計画 支援事業						8	12	20
木造住宅耐震改修 支援事業	11	4	0	1	1	3	6	26
住まいの安全・安心な リフォーム支援事業	1	3	1	0	0	0	0	5
耐震シェルター設置 支援事業					0	0	0	0
住宅の住替え 支援事業				1	1	1	2	5

(2) 特定建築物

本町における特定建築物の耐震化の現状を表2-6に示します。

本町内にある特定建築物の棟数は45棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物は35棟であり、耐震化率は77.7%となります。

表2-6 特定建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

建物用途	特定建築物の規模要件	棟数	耐震性有り		耐震化率 (%)
			1981年 以前	1982年 以降	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	4	4	0	100.0
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	1	0	1	100.0
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
病院・診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2	0	1	50.0
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2	0	2	100.0
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2	0	2	100.0
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	6	0	3	50.0
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2	0	2	100.0
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	1	0	1	100.0
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	1	0	1	100.0
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	0	1	100.0
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	0	0	0	-
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	1	0	100.0
小計		23	5	14	82.6
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	7	0	3	42.9
小計		7	0	3	42.9
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物	15	0	13	86.7
小計		15	0	13	86.7
合計		45	5	30	77.7

特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす町有施設と特定多数が利用する町有施設（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状を表 2-7 に示します。

町有特定建築物は 15 棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は 12 棟であり、耐震化率は 80.0% となっています。

「徳島県耐震改修促進計画」に準じ、町有特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす町有施設と特定多数が利用する町有施設については、平成 32 年度末までに耐震化率を 100% にすることを目標とします。

表 2-7 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化された建築物		耐震化率 (%) G=F/A
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	
町有特定建築物の現状						
災害時に重要な機能を果たす町有施設(庁舎、学校、保育園、体育館、公会堂)	9	1	8	8	0	100.0
特定多数が利用する町有施設(町営住宅)	6	0	6	0	3	50.0
計	15	1	14	8	3	80.0

(3) 町有施設

町有施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。

「板野町地域防災計画」において、災害時に重要な機能を果たす町有施設については、耐震診断の結果、耐震性が不十分とされた建築物について、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、財政事情等を十分考慮しつつ、平成 32 年度末までに耐震化率を 100% にすることを目標とします。

3. 公共建築物の耐震化の情報開示

町内の災害時に重要な機能を果たす町有建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努め、原則として公表することとします。公表は広報誌及びホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

(1) 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識的に取り組むことが不可欠です。本町は、こうした所有者等の取り組みをできるだけ支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 県と町の役割分担

本町は、国の基本方針や県が定める耐震改修促進計画を踏まえ、「板野町耐震改修促進計画」を策定します。「徳島県耐震改修促進計画」は、県下の市町村の取りまとめや全県的な取り組みを支援する観点から策定されています。

一方、「板野町耐震改修促進計画」は、「徳島県耐震改修促進計画」をもとに、より具体的で即地的な内容を計画し、町内の建築物の耐震改修を促進するための計画とすることを基本的な取組方針とします。

(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方

①地域

南海トラフ巨大地震では、老朽化した木造住宅の密集する地域で大きな被害が予想されることから、耐震性の低い建物が密集する地域、不特定多数の者が集まる区域及び緊急避難道路沿線等では、重点的に耐震化を推進していく必要があります。

②建築物

本町が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。このため、災害時に重要な機能を果たす施設については、重点的に耐震化すべき建築物であると考えられます。

また、民間施設についても、町有施設と同様に、不特定多数の者が利用する施設、災害応急対策活動に必要な施設、災害応急対策活動に必要な施設等については重点的に耐震化を行えるような指導・助言が必要です。

同時に、建築物の不燃化を促進することも二次災害防止のために必要となります。

(4) 優先的に耐震化を図る建築物の選定方針

「特定建築物」については不特定多数の者が利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建築物の早急な耐震化を目指します。なかでも、「学校」・「病院」・「庁舎」・「公営住宅」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、より迅速な建築物の耐震化を目指します。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、徳島県は、地震時に通行を確保すべき道路を指定しました。これにより、一定規模要件に該当する沿線の建築物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建築物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修の支援制度と、国の税制（住宅耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図っていきます。

町民が活用可能な耐震診断・耐震改修に係る支援制度は、表3-1のとおりです。

また、本町においては、今後、これら耐震診断・耐震改修に係る支援制度の拡充について、検討を行っていきます。

表3-1 耐震診断・耐震改修に係る支援制度

木造住宅耐震診断支援事業（平成16年度～）		
耐震診断	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅 3階建て以下の在来軸組工法、枠組み壁工法、伝統工法で建てられたもの（木造プレハブは除く） 現在居住している住宅または改修後居住する予定の住宅 併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> 40,000円（戸建の場合） 国、県、板野町が37,000円を負担（差額3,000円が自己負担）
耐震補強計画支援事業（平成29年度～）		
補強計画	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの（耐震シェルター設置および住替え支援を予定していないもの）
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> 60,000円（戸建の場合） 国、県、板野町が全額を負担
木造住宅耐震改修支援事業（平成17年度～）		
耐震改修	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの 改修後の評点を1.0以上に向上させる工事 「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工 分電盤タイプの感震ブレーカーを設置すること 高さ1.5m以上の家具を固定すること
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事費の4/5を国、県、板野町が補助 補助金の上限は120万円
住まいの安全・安心なリフォーム支援事業（平成24年度～）		
簡易な耐震補強工事	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの 「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工 改修後の評点を向上させる工事（持家0.7以上、貸家1.0以上） 高さ1.5m以上の家具を固定すること
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> 補強工事費の4/5を国、県、板野町が補助 補助金の上限は50万円
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化と併せて行う省エネ化、バリアフリー化などのリフォーム工事も補助対象

耐震シェルター設置支援事業（平成 28 年度～）		
耐震シェルターの設置	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が 1.0 未満のもの ・徳島県が認定している耐震シェルターの設置工事 ・「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工 ・高さ 1.5m以上の家具を固定すること
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事費の 4/5 を国、県、板野町が補助 ・補助金の上限は 80 万円

住宅の住替え支援事業（平成 27 年度～）		
住宅の除却工事	対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅 ・徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が 0.7 未満のもの ・建替えまたは住替えのために古い住宅のすべてを除却する工事 ・解体業者が施行
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・除却工事費の 2/5 を国、県、板野町が補助 ・補助金の上限は 30 万円

住宅耐震改修促進税制（平成 18 年度～）		
所得税の特別控除制度	対 象	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもので、平成 33 年 12 月 31 日までに評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行った住宅の居住者
	控除額	・「耐震改修の標準的な工事費用－補助金額」と「250 万円」のいずれか少ない額×10%を所得税から控除
固定資産税の減額措置	対 象	・昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在するもので、平成 32 年 3 月 31 日までに評点が 1.0 以上となる 50 万円超の耐震改修工事を行った住宅
	控除額	・翌年度分の当該家屋の固定資産税について 1/2 に減額（1 戸当たり 120 m ² 相当分までに限る）

3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 住民への情報提供

① 広報誌やパンフレットでの周知活動

本町の広報誌、徳島県が作成した耐震化支援のパンフレット等を活用し、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を広く告知するとともに、相談会や講習会等を開催し、住民の意識の向上を図ります。

また、対象住宅まで訪問し、耐震診断・改修の技術的アドバイスや支援事業の申請手続きなどについて、住宅所有者の方に説明する戸別訪問事業も実施しています。

② 優良技術者・優良事業者の紹介

徳島県が実施する「木造住宅耐震改修施工者向け講習会」の受講者名簿を、本町の相談窓口で公開し、優良な技術者・事業者の紹介を行っています。

(2) 相談窓口の設置

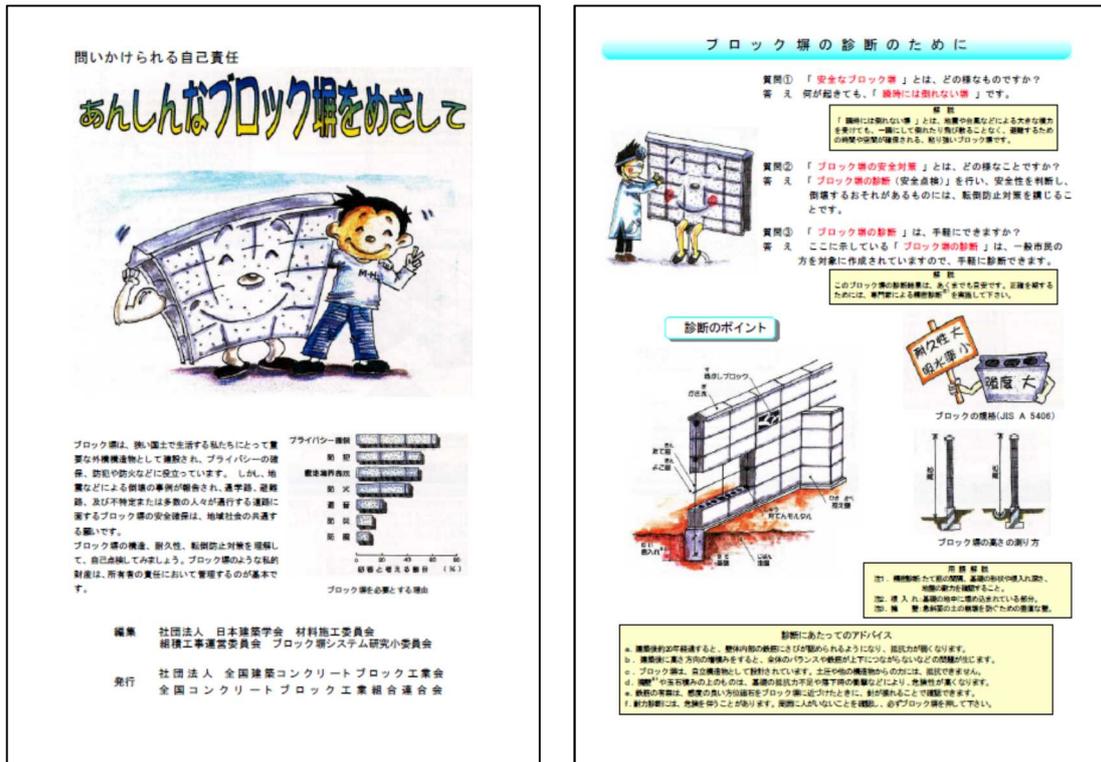
本町建設課に耐震相談窓口を設置し、住民が安心して耐震化を行うことができるように努めます。また、建設課職員は、耐震化に関する研修会に積極的に参加して、耐震の知識の習得に努めます。

4. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 転倒の恐れのあるブロック塀等の安全確保に関する施策

地震により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

そのため、町民に対してブロック塀の転倒防止対策の重要性の周知を行うとともに、耐震改修促進法第6条第2項第2号に基づき、ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象路線として、町内の徳島県道及び板野町道路台帳に記載された板野町道を指定します。



資料：社団法人全国コンクリートブロック工業会

図3-1 ブロック塀の診断改修手法等

(2) ガラスや外装タイル・天井材の落下防止策

徳島県は、3階以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行います。

また、天井材についても、平成23年3月の東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されたことから、基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し、改善指導を行っていきます。

(3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

本町では、今後も家屋内での安全性を確保するため、官民一体となって、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施します。

また、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を活用する場合は、高さ 1.5m 以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進していきます。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、関東地方一都三県の約 227,000 台のエレベーターのうち、約 64,000 台が運転休止（安全確認のために最寄階に停止したまま再運転させないことをいう）し、このうち 78 台において閉じ込め事故が発生しました。また、閉じ込め発生から救出までに 2 時間以上が掛かっているケースもあり、エレベーターの安全装置が確実に働いた故のリスクや、高層化した都市におけるエレベーターの脆弱性を露呈しました。

平成 21 年 9 月 28 日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、P 波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められていることから、本町においても、防災対策改修の特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として、既設エレベーターの改修について促していきます。

(5) 密集市街地における耐震化への取り組み

老朽木造住宅等が密集する市街地では、地震時に倒壊した多くの住宅から同時多発的に火災が発生して燃え広がる延焼大火の恐れがあります。

そのため、密集市街地の特性（老朽化した長屋や木造賃貸住宅等の建築物が多く、高齢化率も高い。）に加え、道路・公園等の公共施設整備が著しく不足している地区について、災害に強いまちづくりをめざして、老朽化木造住宅等が密集する市街地における建築物の耐震化を促していきます。

耐震化の促進とあわせ、建て替えを行おうとする建物所有者には、準耐火構造以上の建築物となるよう促していきます。

5. 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等（既存耐震不適格建築物で地震に対する安全性が明らかでないものに限る）です。

「徳島県耐震改修促進計画」において、「板野町地域防災計画」に基づき、表3-2に記載の建築物が地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物として指定されており、地震時における応急対策活動の中心となる施設等の耐震性の確保を図ります。

表3-2 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物

建築物の名称	所在地
板野保育園管理棟	板野町大寺字岡ノ前 20 番地
板野わかば保育園遊戯室	板野町大寺字郡頭 27 番地

6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震災害時の救援活動や物資輸送等を円滑にするため、通行を確保すべき道路を緊急輸送道路に指定し、沿道の建築物の耐震化を促進して、建築物倒壊による道路閉塞の危険性を軽減する必要があります。

徳島県では、沿道に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震発生時に通行を確保すべき道路として、「徳島県地域防災計画（平成24年版）」において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を指定し、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図るものとしています。

本町における徳島県が指定する地震発生時に通行を確保すべき道路を表3-3に示します。

表3-3 本町における地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	徳島自動車道	町内全区間
	高松自動車道	町内全区間
	県道1号徳島引田線	県道229号板野インター線～藍住町境
	県道229号板野インター線	県道1号徳島引田線～板野IC
第2次緊急輸送道路	県道1号徳島引田線	県道12号鳴門池田線～町道156号
	県道14号松茂吉野線	町内全区間
	町道直道9号	県道1号徳島引田線～町道1095号
	町道156号	徳島引田線～町道447号
	町道447号	町道157号～あすたむらんど徳島
	町道1095号	町道直道9号線（藍住町）～徳島引田線

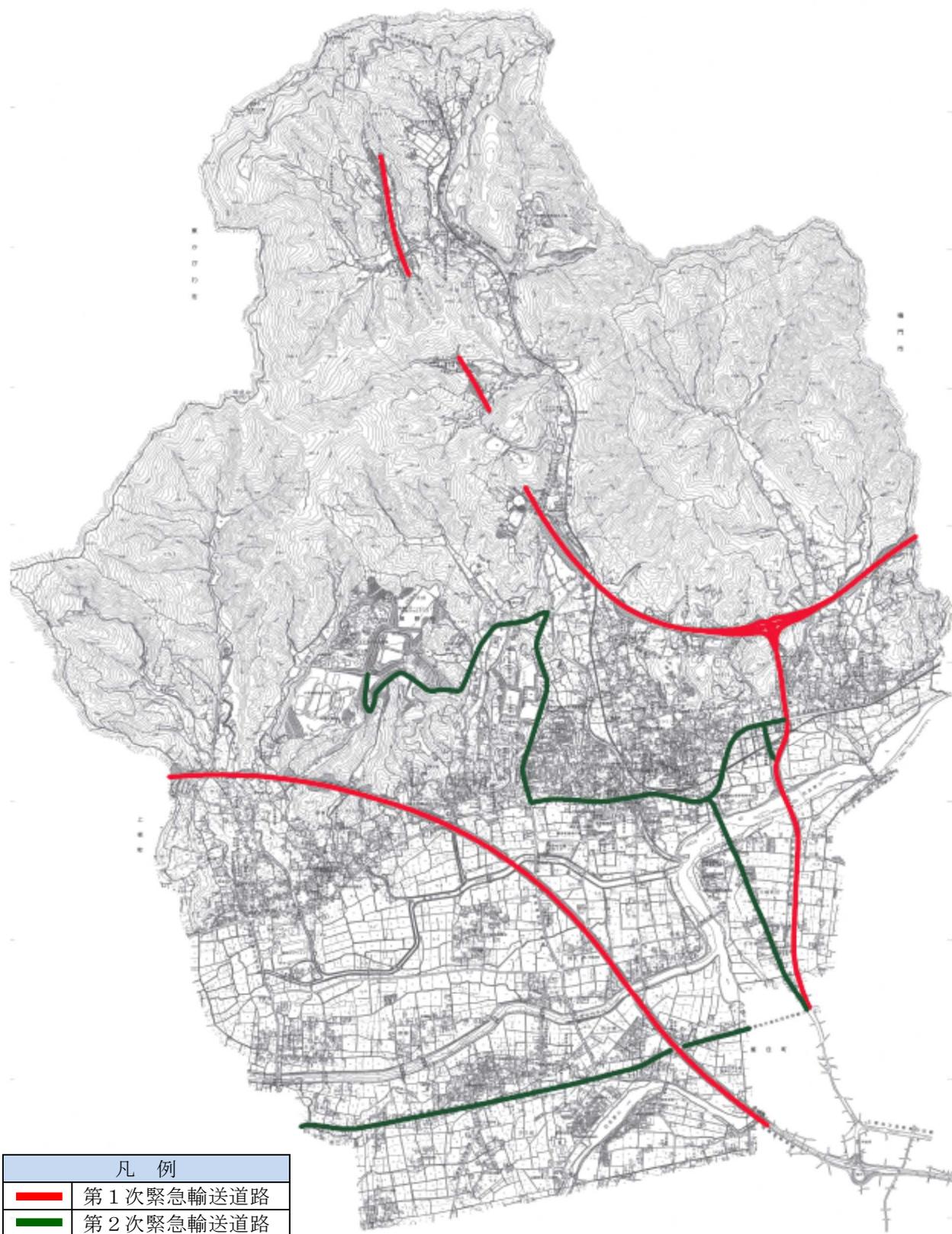


図3-2 本町における6. 地震発生時に通行を確保すべき道路

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断や耐震改修の町民の相談に対応するため、本町建設課や徳島県住宅課建築指導室において、随時相談を受付けます。

また、徳島県建築士会及び徳島県建築士事務所協会において、建築士などの建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的を開催しています。

さらに、耐震診断が義務付けとなる非木造建築物については、日本建築構造技術者協会四国支部において随時相談を受付けています。

相談窓口では、耐震診断や耐震改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

表4-1 徳島県内の主な相談窓口

■板野町の担当窓口	
板野町建設課	088-672-5996
■徳島県の担当窓口	
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当	088-621-2598
■耐震リフォーム相談所	
徳島県建築士会	088-653-7570 (相談日:毎週金曜日 午後1時から5時まで)
■建築物耐震相談所	
徳島県建築士事務所協会	088-652-5862 (相談日:第1・第4水曜日 午後1時から5時まで)
■耐震診断に関する相談窓口	
日本建築構造技術者協会 四国支部	(FAX)088-622-8978 (MAIL)ytkozy@mb.infoeddy.ne.jp 対象:耐震診断が義務付けとなる非木造建築物 申込方法:専用申込用紙による

2. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

本町では、町民の意識の更なる向上を目指し、引き続き徳島県が作成した耐震化支援のパンフレットを用いて、耐震診断・改修の啓発を行うものとします。

また、徳島県が実施する「改修の優良事例等を紹介するセミナー講習会の開催とその周知」、「イベントへの出展」、「寄り合い防災講座の開催」等において、耐震診断や耐震改修に必要性について、啓発に努めていくものとします。

3. リフォームにあわせた耐震改修

スクラップ&ビルドからストックマネジメントへと社会情勢が変化している現在では、既存の建築物をリフォームして再活用しようとする動きが活発です。その動きを的確に捉え、リフォーム時の建築物の耐震化を促していく必要があります。

「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」では、耐震化工事を含む住宅の省エネ化・バリアフリー化などのリフォーム工事を補助しています。

4. 家具の転倒防止の推進

耐震改修に係る支援制度を活用する場合、高さ 1.5m以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進しています。

また、家具の転倒防止対策は低コストで簡単に行うことが可能です。本町では、今後も家屋内での安全性を確保するため、自主防災組織との連携等、官民一体となって、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施していきます。

5. 自主防災組織、自治会等との連携

徳島県及び本町から発信される耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建築物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、本町では、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を支援していきます。

第5章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

1. 指導等の実施

本町の建築指導行政を所管する徳島県は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施します。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき指導助言を行います。

表5-1 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、建築物の所有者に対し、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物の所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

2. 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

徳島県は、地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時に果たす役割や町民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1. 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県、市町村、(社)徳島県建築士会及び(一社)徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建築物の耐震化を推進していきます。

本協議会の具体的な事業は、以下のとおりです。

- ①耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
- ②耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
- ③耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体舗整備に関すること
- ④建築物耐震技術者の養成に関すること
- ⑤防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
- ⑥情報収集等に関すること
- ⑦その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

また、平成24年3月に示された「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置され、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動を展開していくこととしています。

2. 地震保険の加入促進

地震保険への加入率は、我々の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、地震に対する意識を伺うことができます。

徳島県の地震保険加入状況を見ると、地震保険の世帯加入率は24.3%で全国16位であり、全国平均26.0%を下回ります。また、火災保険への付帯率で見ると、69.5%で全国4位となり、全国平均56.5%を上回ることが分かります。

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになり、町民各自が、地震保険に加入することは各々の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

3. その他

特定建築物を中心に、耐震診断・改修の実施状況の定期的把握を行うことで、計画の進行管理を行います。